

## 教育委員会会議の議事録（平成28年7月定例会）

◆ 日 時 平成28年7月22日（金曜日）午後2時

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

◆ 出席委員 教育長 大越 裕光  
教育長職務代理者 吉田 利弘  
委員 永広 昌之  
委員 草刈 美香子  
委員 今野 克二  
委員 齋藤 道子

### ◆ 会議の概要

1 開 会 午後2時

2 6月臨時会 議事録承認

3 議事録署名委員の指名 草 刈 委 員

### 4 報 告 事 項

(1) 平成27年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に係る中間報告  
について

(総務課長報告)

資料にもとづき報告

永 広 委 員 29 ページの一番下の部分、小学校理科教育の充実という項目があり、ここでは下の説明文章の2段落目の真ん中から「学校を訪問して研修を行う小学校理科サポート訪問を科学館と連携して実施したほか」、その次の「小学校理科来所サポートを実施した」と書かれている。しかし、下の表を見ると小学校理科サポート訪問の実施回数は27年度でゼロ回、受講者数もゼロ人となっており、若干記載と違う。前年まではそれなりの回数と受講者数がいたわけで、代わって27年度は来所サポート受け入れ回数が倍増とまではいかないが増えている。訪問がゼロになって来所の回数が増えているというのは教育委員会としての方針なのか。

学校教育部参事 生物教材や観察教材、実験教材づくりなどで、今までは要請を受けて学校を訪問していたが、学校側のニーズもあって、教育センターに来ていただいていたサポートを増やしたところである。例えば生物教材でいえばミジンコなどは実際に教育センターのほうで飼育をしており、それを学校に必要なに応じて提供するなどきめ細やかにサポートは行っていた。また、何度もセンターに来所されるのも大変なので、さまざまな研修に合わせて、その研修が終わった後にセンターでサポートを実施したという経緯もある。

あくまでも方針というよりもニーズがそういうふうに変まっているというところである。

永 広 委 員 普通に考えると、やはり学校の先生は忙しいので来所されての研修というのは負担なのではないかと思ったところだ。センターの方針で来所に重点を置いたと

いうのであれば、それはあまり良くないだろうという意味での質問だった。しかし、教員のほうの希望であればそれはやり方としてあるのだろう。

私は訪問のほうがいいと思うのだが、それは、学校ごとに設備については違いがあり、どういう設備状況で、どういう授業を行える環境にあるのかということ踏まえた上での研修のほうの方がより効果的なのではないのかと考えるからだ。センターの方は大変だが、学校訪問をしての研修にはやはりそれなりの意味があるということで、今後とも各学校の先生との調整の上で行っていただきたい。

吉 田 委 員

全体的なことだが、学識経験者から意見をいただいております、資料別紙の1ページ目の最後のほうで牛渡先生から、仙台市の積極的な姿勢というものが伺え、その質をさらに高めるためにこれらの事業を今後一層強化拡大していくことが必要であるという趣旨の意見がある。事務局のほうでも10ページの中ほどで「事業の先行実施や既存事業を拡充するなどの対応を行っている」と述べている。牛渡先生の言う「強化拡大」と事務局で捉えている「拡充」ということの意味は、一般的には「広げる」、いろいろなことを対応策としてやっていくというような解釈がされると思う。現実、文科省等が現在の教育課題に対していろいろな施策をすると、それを受けて仙台市も新たに事業を始めるというふうに、とにかく数多くやるということからのスタートなのだが、「質」を考えたときに、事業の振り返りが重要になってくる。「拡充」だけではなく、重点化と精選化を図っていくというような質の転換を意識したあり方も視野に入れていかなければならないと思う。

草 刈 委 員

53ページの特別支援教育体制についてだが、特別支援教育実践研究協力校の実施に至らない学校が小学校で27校、中学校で27校あるため、各校に働きかけていくということで記載されているが、なぜこれが未だに実施に至らないかというところを教えてください。

それから、その2つ下の特別支援教育の中高連携推進事業で、「中高連携サポートシート」の活用を将来的に県立や私立高校においても活用できるように記載しているが、学識経験者のご意見にもあるように、これは早急に対応したほうが良いということもあるので、その辺のお考えを伺いたい。

学校教育部参事

特別支援教育実践研究協力校については各学校に希望をとり、特別支援学級あるいは発達障害のお子さんの対応などを含めてお願いしている。ただ、校数の関係もあり、まだ実施に至っていない学校が小学校については約6分の1、中学校については半分弱あるというところだ。今年度、来年度以降、そういうところをカバーし、未実施校が少なくなるように努めてまいりたい。

理 事

後段のご質問についてだが、市立の高校という点において、そこは仙台市教育委員会という枠の中で連携しやすい部分があるわけだが、県立高校は県の教育委員会の所管だということもあり、そこが市の中でやっているものとなかなか同じようには難しいという部分がある。ただ、私どももその必要性は十分認識しているところで、なお今後とも研究と情報共有の上、連携のあり方についてしっかりと協議してまいりたい。

今 野 委 員

今回、いじめ対策で相当な人的な増加をされたが、そのことにより、来年度以降の数字で、例えば、実際に手を打った件数や相談に来た件数、重大事態についての相談件数などで、どのあたりに顕著な変化が出てきそうだと考えているか。

学校教育部参事

すぐに数値というところでは出ないところもあると思うが、例えばそれが年度内にきちんと解決するとか、そういう重大事態についてきちんと対応するところが増えていくように努力していきたい。

今 野 委 員

そういうものは数字には出てこないのか。

理 事

この資料でいうと該当するページとしては35ページからの「豊かな心の育

成」というところになる。38 ページに不登校の児童生徒の数字があるが、いじめの認知件数等々については文部科学省が生徒指導の問題行動等調査ということで公表しているが、それは例年秋で、今の時期の資料には間に合わないため掲載していない。

先月の教育委員会で、仙台市独自に毎年 11 月に行っているいじめ実態把握調査の認知件数というものをご説明させていただいたが、その際、認知件数については「多い」「少ない」ということを論じるのではなくて、いじめの解消件数、解消の割合といったものを重視したいとお話させていただいた。

個々の事案によっては解決がなかなか難しいものもあるが、やはり一定期間の中で解消が図られたというふうにみなせるような状況が望ましいと思う。先月報告したいじめの年度末時点での解消割合は、小学校では 26 年度の 99.7% に対して平成 27 年度末では 99.3%、中学校は 26 年度末の 98.7% に対して 27 年度末は 97.3% と、いずれも解消率ということでは少し下がっている。

今野委員 専任教員の配置はいつからか。  
理事 28 年度からであり、28 年度の数字はまさにこれからだ。11 月にはこのいじめ実態調査の把握をするので、そこで出てくる数字が今申したいじめ解消率として 27 年度のものより上がっていることを期待したい。

今野委員 解消率自体は高い。99.何%なので。  
理事 これはいじめの定義にもよるが、からかいや仲間外れといった比較的軽度のものも含めて広く「いじめ」と捉えているので、学校の指導の中で解消していくという割合は高いかとは思ふ。しかし、一旦解消とみなされたものもまたいろいろな子ども達の集団の中で同じようなことが起きるといふ場合もあるので、そういった意味でその後の経過を注意深く見ていく必要があると思っている。

ご質問の 28 年度から専任教員の配置などの手だても打っているもので、その辺は 28 年度の調査の状況などもしっかり把握し、なおその効果が上がっているのかということも検証しながら、さらに対策に努めてまいりたいと考えている。

教育長 いじめの認知件数というのは指標の 1 つではあるが、対応状況までもが見える数字ではない。事務局から話したように解消した件数やもう少し詳しい状況も踏まえて今後考えていかなければならないだろう。相談窓口を設置したことで相談件数の数字も出てくるので、その分析もしていかななくてはならない。

また、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、そして専任教員が年間を通してどのような仕事・対応を行ってきたかというのが分かるような数字の出し方、説明の仕方というものを検討する必要がある。その点、事務局のほうで今後進めていってもらいたいと思う。今までよりももう少し見えるものを増やしていかなければならないのではないかとこのところは共通認識であろうかと思う。

齋藤委員 今回の点検評価を見せていただき、仙台がきめ細やかな教育をしているということに改めて感じた。学識経験者の両先生方からも非常に高い評価を受けており、そのことをこれからのばねにしていきたいと思う。

梨本先生のご意見で 2 ページ目の下のほうだが、いじめ対策については私たちがいろいろな角度から考え、いろいろと施策を打ち出さなくてはという気持ちでやってきたが、ご指摘の通り、これらの施策から見えてくるものが調整・再確認されていくことが大切だと思う。

また、草刈委員が先ほどおっしゃった特別支援学校の件だが、本文の 51 ページの下から 2 つ目の丸、中高連携もだが、幼保小の連携もきちんとされているということは非常に大切だということをご改めて思った。

それから、最後の 116 ページ。私はここで囑託社会教育主事がどんどん減っているということに非常に残念な思いを持った。やはり地域とともに歩む学校づく

りを考えている仙台なので、仙台市独自の制度としてこの嘱託社会教育主事という形がとられているということをぜひとももっと前面に押し出して、資格取得がどのようにされていくのか、もう少しわかりやすい形で嘱託社会教育主事になりたいという教員が増えることを願ってやまない。

生涯学習課長 できるだけ多くの方々にこういう資格取得の機会持っていただき、そして学校と地域をつなぐ役目も果たしていただけるよう、学校側の事情も伺い、研修の時期なども考慮し、繰り返し呼び掛けてきたところであり、少しずつだが浸透してきているのではないかと思っている。この大事な特徴的な制度を守り、一層発展させていけるよう今後も取り組んでまいりたい。

教 育 長 一通り皆さんにご意見、ご質問をいただいた。また適宜お気づきになった点があれば事務局に質問をお寄せいただきたい。これは市議会第3回定例会で報告する予定なので、そういう方向でまとめてまいりたい。

## (2) 南吉成学校給食センターの開所について

(健康教育課長報告)

資料にもとづき報告

意見等なし

## (3) 大修館書店による仙台大志高等学校への「問題集無償提供」に係る調査の結果について

(高校教育課長報告)

資料にもとづき報告

今 野 委 員 問題集はすべて回収したのか。すでにその問題集を一生懸命解いていた生徒もいるだろう。こちら側の都合により、それを途中で取ってしまうというのはいかがか。その辺の配慮はどうなっているのか。

高校教育課長 現在の回収率だが、平成28年度に渡した問題集に関しては8割強回収が進んでいるという報告を受けている。ただ、それ以前に渡した問題集等に関してはなかなか苦戦をしているということだ。今後7月に三者面談等があるということなので、学校のほうで三者面談を通して保護者並びに本人に問題集の回収についてお話をしていきたいという話を伺っている。また、英語の教員が時間を設定して、例えば自動販売機のところに先生がいるのでそこに返してほしいというような対応もしたと聞いている。

教 育 長 それから、実際に問題を解いている生徒もいたのだが、事情を説明したところ、「それなら仕方ない」と理解してくれ、提出を受けたという報告も受けている。そのあたり、回収の趣旨をご説明して、勉強に支障がないように学校でもフォローしてくださるようお願いしたい。

## (4) 市議会報告について

(総務課長報告)

資料にもとづき報告

永 広 委 員 2ページの上段の給食センターに関わる質問だが、自校方式へ切り替えることに伴って地産地消に積極的に取り組むということがよろしいのではないかとということで、回答のほうでも可能な限り地場産品を活用するなど努力を重ねていると書かれているが、例えば先ほど話題になった新しい給食センターの場合、契約条項として地場産品をどれくらい活用するなどというようなことは入っているのか。

健康教育課長 PFI事業の給食センターにおいても、すべて仙台市の栄養士が食材を決め、献立をつくるので、PFI事業者との契約の中には献立に関する条項はなく、私

どもが責任を持ってやらせていただいている。

地産地消の取り組みについては、宮城県内産あるいは仙台産の食材を学校給食にということで子どもも努めているところである。学校給食センターの場合、約2カ月前に仙台市の栄養士が献立を決めて食材を調達するが、例えば野菜であれば収穫も天候に左右されることから、2カ月後に地元産の野菜をとというのはなかなか難しい。それでもなるべく地元産を使うということで調達はしている。推計だが、今のところ約3割が地元産ということで賄っているところである。できるだけこれを高めていくように引き続き取り組んでまいりたい。

永 広 委 員 献立と地場産品を使うかどうかというのはまたちょっと別の話で、実際にその材料をどう調達するのか。

健康教育課長 文科省が定める学校給食センターの委託の条件は、献立の作成と食材の調達は自治体が行うこと。そして、調理業者にその食材を引き渡すこととなっているので、献立に基づいた食材の発注もすべて仙台市が直接行っている。調理の部分だけを委託している。

永 広 委 員 地産地消の割合は仙台市で決めるのか。

健康教育課長 仙台市のほうでコントロールする。

齋 藤 委 員 11 ページの2の科学館における防災展示についてだが、2つ目の質問で「大人の科学」がひそかにブームになっているとあって、その答弁では「こうした方々をターゲットとして意識しながら」とある。大人の科学はどんなもので、ブームになっているのか。それから、ターゲットとしている部分をどのような形にこれから考えていくのか教えていただきたい。

生涯学習部長 大人の科学がひそかなブームになっているという議員のご認識である。我々としても大人の方も多く科学館を訪れるという認識を持っているので、そういった趣旨からの答弁である。現在、大人の科学教室ということで、からくりおもちゃをつくったり、アニメーションの歴史や科学について講座を開いたりという、高い年齢層をターゲットとした教室なども開いている。

こうしたことを受け、いわゆるシニア層の方々にも興味を持っていただけるような事業をいろいろ企画して、積極的にご来館いただけるように準備していきたいという趣旨である。

教 育 長 紙飛行機の世界的権威で、仙台市出身の二宮さんという方から、紙飛行機の寄贈を受け、それを今、昆虫展のオープンとともに展示している。滞空時間なども非常に長く、子どもというよりは大人の興味関心に応え得る展示となっている。これは一つの例だが、こういうふうにも子どもだけでなく大人の鑑賞にも十分堪え得るような展示もしっかり企画していくことが、今後の科学館展示の拡充の方向の一つになるかと思う。広い意味で生涯学習社会の充実という点にも寄与するのではないかと考えているところである。科学館では人力飛行機のモデルを展示するなど、飛行機関係の項目が増えているところが最近の特徴にもなっている。それ以外にもいろいろあろうかと思うが、少し付け加えて説明させていただいた。

齋 藤 委 員 視点がおもしろいと思うので、ぜひ広げていっていただければと思う。

教 育 長 昔は皆子どもでしたから、興味の気持ちが続いている人もいる。

永 広 委 員 大人もいろいろな科学現象を理解しているようには思っているが、理科の知識に裏付けされて理解しているかということ、必ずしもそうではない。そこを大人になって子どもと対話しなければいけないときに、もう一度基礎の理論から理解をすると違った楽しさやおもしろさが見えてくる。大人向けのそういう科学雑誌というものも今結構増えている。

科学館はもともと子どもと大人と両方、保護者と小学生とか、保護者でも祖父

母と小学生とか組み合わせが結構多くて、その両方をターゲットにした展示というものを心がけているということだろうと思う。いろいろニーズが多様になっているので、いろいろなターゲットに理解されるような展示内容にしていただければと思う。

草刈委員 6 ページの熱中症予防について、「日本体育協会の運動に関する指針では」というところで、熱中症の予防には積極的に水を飲むようにすると記載されているが、この日本体育協会の運動に関する指針をこの方が引用されたとするなら、水だけではなくて、塩分も採るということも一緒に記載されているはずで、おそらくご発言でも触れられていると思う。水分だけではやはり危険だと言われているので、水分と合わせて塩分も補給するというのもしっかりとお伝えしていただきたい。

総務企画部長 このご質問は、2 番目の問いにあるようにウォータークーラーを設置すべきではないかということにつながるため、まず水分の補給の方法というところを出されたものであり、議員においても、塩分も当然セットでとらないといけないというのは十分承知のことかと思う。

教育長 今回、ちょうど参議院選前だったので主権者教育の件についてのご質問や、また、南吉成給食センターの条例改正も入っていたので給食センターの件についてもご質問があった。こういう議会のご質問も踏まえながら、また新年度の予算や今後の制度設計など進めていくことになる。またすぐに第3回定例会が始まるので、適宜ご報告させていただく。

## 5 協議事項

### (1) 教育課題について

(総務課長説明)

資料にもとづき説明

永広委員 この教育施策についての議論というのは例えば勉強会的に捉えればいいのか。ただ、片方では新しい仙台市の教育振興基本計画というものも議論されているわけで、それとどこかで結びつくのか。どういう立場でこれを議論すればいいのか、いま一つははっきりしないような気がするが、どういうふうに捉えればよろしいか。

教育長 ご指摘があったように今年度は教育振興基本計画策定年度になっており、今まさに進行中である。計画策定にあたっては検討委員会を設置しているので、その答申を尊重しながらまとめていくが、計画は最終的に教育委員会の決定事項であり、委員の皆様からさまざまにご意見を頂くことになる。

勉強会の意味合いもあるが、やはりオープンな場で合議機関である教育委員会の各委員の自由なお考えをまずお話しさせていただきたく、今回、定例教育委員会の協議事項に上げさせていただいた。単なる勉強に終わらせるのではなく、施策に結びついていくようなものについて皆様からご意見を伺い、それを事務局のほうで練り、形にしていくという作業も必要かと思う。そういう意味でキャッチボールというか、まず、こうした機会が必要と考えたところである。いきなり意見というのでなくても、まずはご質問からでも伺いたい。

永広委員 了解した。

それではさっそくだが、5 番目の課題のコミュニティ・スクールについて。これは教育委員会が学校や地域の実情に応じて学校を指定しておくもので、これをどうするかということについては、例えばコミュニティ・スクールの説明のところでも「学校支援地域本部の実施状況等を踏まえ」という文章が出てきていて、仙台で既に設置されている学校支援地域本部との関係も見なければいけない。

教育課題としては地域本部の今後の展望についてというものが 13 番目の項目

として挙げられていて、さらに 10 番目にチームとしての学校のあり方と今後の改善方向についてというものがあり、恐らくこれも学校と地域を取り扱うものとして関連するのだろうと思う。この 3 つも実は関連するものがあり、ここではともするとばらばらに切り離されて議論されてしまうようにも受け取れてしまう。これは三者をあわせて議論しないと何を考えているのかわからないということになると思うのだが、そういう整理は今後の課題なのか。

総務課長

今回の項目の出し方だが、国での議論のところから資料を作成したため、ご指摘のとおり 3 つに分かれてしまっている。ただ、いずれも学校支援地域本部の事業に関わるということで、国の施策を受けて仙台市教育委員会としてどうするかという観点については、やはり学校支援地域本部に集約させながら、それと関連させながらまとめて議論をしていく必要があるだろうと考えている。そのような形でご意見をいただければありがたい。

教育長

今の 3 つというのは歴史的にそれぞれ違う時期に出てきている。コミュニティ・スクールが早かったかと思うが、その後、学校支援地域本部が出てきて、ごく最近、チーム学校が出てきた。時期がそれぞれ違い、また、仙台は仙台なりの取り入れ方というもので、今、現実的には学校支援地域本部を順次拡充してきたという経過がある。

結果、コミュニティ・スクールは仙台市にはまだない。それなりに課題もあるがゆえに今まで導入してこなかったという経過もある。改めてそういう問題というのは、いろいろな社会状況の変化も踏まえて常に見直していく必要はあるかと思うので、そういう点では今後これは絶対動かさないものと言い切れるものではなく、多様な意見をお聞きしながら、最後は現実的な施策に結びつけていくということになる。

そうすると、先ほどの基本計画の中に、今回のタイミングとして合うものがあるかもしれない。また、29 年度の予算というのはまたすぐ目の前に来るので、それに乗せられるものもあるかもしれない。一方、まだ十分でなく、もっと中長期的に考えていく必要があるものもあるかもしれない。

熟度はみな同じではない。国から示されたものをそのまま受け入れるというのではなく、仙台市として仙台にふさわしい制度設計というものも考えながら、良いものはどんどん導入していく必要がある。予算などいろいろな制約条件もあり、そこも全てクリアしながら最後に実施するわけなので、まずは議論を始めることで必要なものが少しずつ見えてくるのかと思う。

齋藤委員

3 つ質問をしたい。まず、2 ページ目のグローバル化に対応した英語教育だが、この 1 を見ると活動型とか教科型で週 3 コマとか 1、2 コマと書いてあるが、これは現在のコマ数にプラスされる数字か。あるいはこの英語科をやることによってほかの教科に影響が出てこないのかまず教えていただきたい。

2 つ目は、9 ページの学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策について。就学援助の受給者数、認定率などが出ているが、このあたりは教育局のみならず、例えば生活保護など関わる部分もあり、健康福祉局など市長部局と話し合いをしているのかを教えてください。

最後に、11-12 ページの土曜日の教育活動の推進だが、試行実施はいずれも 3 日間となっているが、これは年間通してなのか、26 年度、27 年度、2 年間合わせて 3 日間なのか。成果は非常に素晴らしいと思うが、課題としてはやはり休めない教員の負担、それから児童の負担が大きいというあたりは、実施校ではどのように感じているのか。また、国のほうの考えも教えてください。

教育長

まず英語のお話から。コマとして純増なのか、それとも何かと振り替えなのか。

教育指導課長

小学校中学年活動型で週 1 ないし 2 コマということだが、これは週に 1 コマ実

施をするということである。

- 齋藤委員 今の教科にまたプラス1コマ増えるということか。
- 教育指導課長 中学年は今、外国語活動を実施していないので、その部分が1コマ増える。
- 教育長 これは純増ということか。
- 教育指導課長 中学年については1コマ、ほかのものを削らないで増える。
- 高学年については週3コマと書いているが、文科省のほうでは週3コマは難しいということで、週2コマで考えている。これは教科として増える。現在も高学年に関しては外国語活動を週1コマ実施しているので、つまり1コマ増ということになる。この1コマ増える部分については10分ないし15分の短い時間、短い活動を週に3回行い合わせて1コマという読みかえをすることも可能ではないかという説明が文科省から出ている。「短い時間を使って」ということを括弧で書いてあるが、補充授業と呼ばれるものである。
- 吉田委員 削らないと言ったが、削らざるを得ないのでは。要するに時間が自然に増になるのではなくて、結局総合的学習の時間が変わるという。結果としてモジュールであったとしても結局同じである。だから、自然増ではない。
- 教育指導課長 授業時数は増えるということではない。
- 教育長 全体が増えるわけではないということか。外国語の分が純増にはなるが、全体では。
- 教育指導課長 先ほど申し上げたとおり10分ないし15分のモジュールだが、それを週に3回実施すると。例えば朝の時間を使ってとか。そうすると他の教科を削らなくても済むのではないかというような1つの案が出されている。
- 教育長 その点、もう少し具体的にになったときにまた皆様にご報告して。
- 2つ目は子供の貧困対策の中の就学援助の部分について。
- 学事課長 健康福祉局の所管部署とのやりとりということについてのお尋ねだが、こちらについては所管部署と現在連携をとっており、例えば貧困対策ということでは所管の健康福祉局に委託をしている窓口があり、合同校長会などでリーフレットの説明をいただくなど、そういった形での連携をとっている。
- 今後、例えばスクールソーシャルワーカーとの連携といったところについての話もあるので、そういったことについてはなお連携をとりながら対応について検討していく必要があると考えている。
- 教育長 3つ目、土曜授業について。
- 教育指導課長 いずれも3日間という日数についてだが、これについては年間3日間ということである。それから、課題のところには、試行をお願いした実施校から上がってきた感想をここに記載している。
- 国のほうについては、毎週土曜日実施をなささいということではなく、学校教育法施行規則の改正があり、設置者の判断によって土曜授業を行うことが可能であるということで、日数についてはそれぞれ学校の設置者の判断ということになっていると理解している。
- 吉田委員 学校週5日制になったとき、やはり土曜日の教育活動、子ども達の活動の保障ということで、例えば体育館の開放などさまざまな施策がなされた。そして今回、平成26年度に文科省でこのような土曜日の教育活動推進プロジェクトというものを持ち上げたわけだが、その意図が分かればお聞きしたい。
- 教育長 土曜授業を推進する文科省の意図について。
- 理事 大ざっぱに言うと11ページの資料の冒頭に学校教育法施行規則の改正という項目があり、これは国で土曜授業を行うことを可能にするため法の改正を行った。その趣旨としては、土曜における充実した学習機会を提供する方策の1つとして、と書かれている。従って、教育課程内の学校教育、いわゆる授業時数にカウント



する授業として土曜授業を行う場合と、課程外の教育活動あるいは地域と連携して子ども達の豊かな体験の場として用意する土曜学習というような場合と、両方の場合があるかと思う。

基本的には土曜日に授業をしないと時数が確保できないという状態ではないという前堤に立って、より子ども達の学習の充実や地域の方々との連携によって子ども達の学びの質や体験活動の充実を図るという観点からこれが進められていると理解をしている。

仙台市の場合は今モデル校において試行的にこの取り組みを行っているが、それがどれほど現実的にこの土曜授業というものが可能なのか、あるいは土曜学習という形でどのように地域との連携が可能なのかという部分もいろいろと模索をしている。

授業時数の確保、学習の充実という観点からいうと、仙台市は小中学校においては長期休業中に休みの期間を授業日に振り替えることができ、最大7日間校長の判断で振りかえることができるということで、特に中学校を中心に夏休みの中で授業日に振りかえるという対応をしている学校が多く、そういった点では今のところ土曜日を土曜授業の日にしてこれを進めるという学校は少ない状態にはあるが、なおモデル校の取り組みでの課題や成果等を見ながら今後については検討していきたいと考えている。

吉田委員 やはり土曜授業を代表する学校教育と土曜学習を中心にする社会教育と、そちらの充実ということで、縦に分けて考えていくことも大切なことかと思った。

教育長 どちらでなければならぬという制度ではないようである。現実、国のほうもどちらも進めている。ある意味では選択できるという部分もあり、そういう点ではもう少し私どもも検証しながら今後どういう形が良いのか考えを深めていく必要があるかと思う。

吉田委員 現場経験者からすると留意しなければならないということがたくさんある。例えばアクティブラーニングからいくと、なぜ今この時期にアクティブラーニングなのかというところから問い返しを始めなければならない。

本来このアクティブラーニングに迫るための学習課程のあり方というところ、どうしてもグループ学習とか発見学習とか問題解決学習ということだが、これらが機能するのは本当ならば前回の学習指導要領、新しい学力観に基づくゆとりの教育の時期が一番ふさわしかった。それ以降、今回は学習内容が増えたのにも関わらずこれが提唱されているという、その辺の考え方、押さえをしっかりとしないと、また最終的に「教室に入らなかったアクティブラーニング」などということになってしまうと思う。

やはり絶対条件として時間というものが必要になってくる。子どもたちに主体性を学ばせるためには、どうしても「委ね」というものが必要になってくる。そうした場合には、どのようなときにできるのかというような単元構想のあり方とか、いつ、どのタイミングでやるのかとかという授業経営のあり方、そういうことを考えないままにこれをさせてしまうと掛け声だけで終わってしまうという危険性をはらんでいる。

すでに問題解決的学習だって発見学習だって、かなり前、デューイとかブルーナーとか、あの人たちが提唱している。なのに、未だに地に着いていないことの問題は何かということ現場としては受けとめていかなければならない。そして教育委員会としてもやはり現場に声をかけるときにそういうところに留意しながらやらなければならない。

次に義務教育学校の制度化については、これもやはり真剣に考えて受けとめないとならない。雰囲気をつくれるものではない。学校教育法が改正されて「学

校」として位置づけられたが、これは位置づけで済むものではないと私は思っている。小中一貫校、校舎一体型が大体 170 校くらい全国にある。それがゆえにどうしても義務教育学校として位置づけなければならなくなってしまったというふうに私は受けとめている。

このあり方で2つのパターンがあるのだが、少子化という現象を背景にした統廃合をスムーズに行うため、地域住民の方々から理解を得やすいということでの一貫校というものが一つ。それからもう1つは、学校教育改革型で、これは今のところ品川区しかないと私は見ている。品川区ではもう 2006 年からなされている。実際、当時の教育長と私とで日野学園というところを訪問している。そこで偶然当時の若月教育長とお会いしてお話しする機会があった。あの場合は学校改革といって外部評価と選択制、そして義務教育学校の3つを入れたわけだが、やはり思い切って学習指導要領改訂までいかなければだめだったということで、品川区独自の教育指導要領をつくった。そして、独自の教科書、副教科書と称していたが教科書までつくっている。それくらいまで全面的に考えないと小中一貫の意味が出てこないということになされたが、やはりここでも壁があり、学習指導要領を変えたとしても転校生のことを考えたとき、やはり勝手に変えるわけにいかない。一部の操作で終わってしまわざるを得ない歯がゆさがあったというようなことを言っていたところがある。

この小中一貫校をやるとした場合にはやはり国も本腰を入れてやらなければならない。例えば一番のネックが免許法である。曖昧にされているが、小学校と中学校の両方を行き来できるような免許法にしていかなければならないし、教員養成課程のあり方も考えていかなければならない。それらを全面的に変えない限りは、この小中一貫校とか義務教育学校に足を踏み入れるというのは非常に危険なところがあると私は感じている。

教 育 長 ご専門の立場からいろいろ今ご意見いただいた。そういうような視点を今後我々も議論の中でさらに確認を深めていく必要がある。事務局のほうでも情報収集してもらって、国のほうもこれからいろいろ具体的に打ち出してくるものがあるかと思うので、また意見交換したい。

草 刈 委 員 2 ページの英語教育についてだが、グローバル化に関してはやはり小学生の英語力にかかっていると思う、すでに英語の学習が始まって 2, 3 年になると思うが、小学校から中学校に上がってからの効果について何か分かることがあれば教えてほしい。

教育指導課長 その部分は詳しく調査をしていないのだが、5, 6 年生で、話すこと、聞くこと、読むこと、書くことというコミュニケーション力を育成するということで外国語活動に取り組んでいるが、例えば「話す」や「聞く」というところは、中学生になってから子どもたちが積極的に恥ずかしがらずに話ができるようになってきたということはよく耳にする。

草 刈 委 員 今後はそういうところもきちんと調べられるのか。

教 育 長 モデル校あたりで特に追跡調査というか、進学した中学校でのお子さんの状況など捉えていただきたいと思う。

今 野 委 員 英語は、小学生のうち楽しみながらやれる体制がいいと思っている。近所の子どもが来た時にその親から「発音を直さないでください」と言われた。我々が習った英語の発音を教えてしまうと大変なことになるということである。そう考えてみると、中学校からは別かもしれないが、楽しんで英語をやれる体制をぜひつくっていただきたい。試験をして、何点取れたとかとやると楽しくなくなる。

次に、10 ページのチームとしての学校のあり方だが、ちょっと内容的によく理解できないが、地域社会を巻き込んでのチームということは、チームがたくさん

あって、市立の小学校、中学校でもそれぞれの学校の特色をどんどん出し、この学校はこういうところが良いとか、あそこの学校はこういうところが優れているとかという方向に持っていくと考えてよいのか。

教育人事部参事

小学校、中学校でそれぞれの特色を出していくことは十分必要なことではあるが、ここの学校は学力が高いことを特色として、ここの学校は部活が強いことを特色とするというようなことではない。前提として、教育の機会は均等であり、同じ内容を教えていかなければならない。

その上で、その地域に応じた、例えば海辺の学校、山辺の学校、あるいは町中の学校などと、そういうところの特色を出していくために、学校に地域連携担当教員を置いて、教員が中心となって地域との連携を進めていくというのがチーム学校だ。

学校支援地域本部は、学校の教育活動を地域でどう支えていくか、あるいは地域の人材をどう活用していくかということをも地域コーディネーターに考えていただき地域連携を図るもの。また、コミュニティ・スクールは、学校運営全般について地域がみんなで考えて学校を支えていこう、つくっていこうという考えだ。

教 育 長

チーム学校は、今の職員体制の中では教員の多忙化もあり、なかなか対応し切れていない。そういう課題がある中でスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど、そういう教職員以外の専門職の人に積極的に学校というチームに参加していただいて、学校としてのチーム力を高めることで、地域の中の学校としての教育課題に取り組んでいこうという意味である。

ひとり学校で自己完結する時代ではなくなっている。餅は餅屋の専門職の人も参加していただき、そして家庭、地域の協力で課題を解決していかなければならない。学校の将来像を少し見据えた文科省の打ち出し方だと思っている。

この中にもあるように事務体制もさらに強化して、例えば学校事務職員という人たちは管理職という立場ではないのだが、今後副校長として学校の管理運営に従事していくということも考えられている。学校のマネジメント機能の強化というところで、学校長をサポートしていくスタッフも今後もう少し増強していく必要があるだろうと理解しているところだ。方向としてはなるほどと思うが、国のほうでももう少し形になってきたときに、その方法や財源など具体的などころはしっかり見極めていかなければならないところである。

吉 田 委 員

今教育長がおっしゃった通りで、最終的には管理職のマネジメント力になってしまうのかと思う。隣の 9 ページで、貧困対策に関して「学校をプラットフォームして」という表現が出てくるが、このチーム学校というのは子どもたちの育ちに関する学校のプラットフォーム化というようなタイトルをつけてもいいくらいかと思っている。課題として挙げられた 13 項目中、コミュニティ・スクール、部活動関係、貧困対策、支援本部と 4 つも地域連携が関係している。

先ほどの議会の関係で佐藤わか子議員から、校長の任命のあり方というところでその資質がかなり問われている。そうしたときに、やはり副校長とか主幹という補佐する者と同時に、そこで核となる校長には、マネジメントする、コーディネートする、そういう資質が問われてくるということもやはり覚悟していかなければならないということを実感として受けとめた。

教 育 長

この問題についての議論は尽きないところであるが、ほかの事項もあるので本日のところは入り口論として留めたい。やはり吉田委員もおっしゃったように全て何か関連性があるように見える。ここについては皆様と勉強をしながら議論を深めていき、最終的には永広委員がおっしゃったようにどういうふうに仙台市の教育行政の中で実現していくかということが重要である。

次回以降も協議させていただきたい。

## 6 付 議 事 項

### 第 21 号議案 平成 29 年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について

(教育指導課長、特別支援教育課長説明)

吉 田 委 員 一般図書なので、多くは検定教科書のように構成されているわけではないが、学習指導要領を踏まえられるところは踏まえるということはやはり必要だろう。今回、地図関係が4つ採択候補になっているが、領土の関係等は学習指導要領に準じた内容でなければならないというのは確かだと思う。

1つだけ疑問に思っていることがあるのだが、小学部の教科書で生活の「イラスト版発達の遅れのある子どもと学ぶ性の話」というタイトルのものだが、編集内容は子どもたちが学ぶにはちょっと難しいと思った。かつ、このタイトルだが、高学年の子どもたちは読めるので、その子どもたちにこれを示すというのは、心が痛む感じがする。

特別支援教育課長 ご意見の図書は、調査研究のほうでは高学年のところで二重丸としている。小学部で採択すると中学部で採ることも可能なのだが、中学部に適切な本が今のところないという中で、小学部での採択をしたいという経緯である。

タイトルについては、以前、委員の皆様からのご意見があつて、事務局のほうで出版社に問い合わせたが、結果的には出版社の意向はそのままでは変えないという返事だった。

吉 田 委 員 内容を活用することについてはやむを得ないところがあるが、ちょっと忍びない気持ちはやはり未だに残っている。本当に子ども達が見たときにどう受けとめるかという。やはり教育に携わる皆が感じるところかと思っている。

教 育 長 検定教科書と違ってこちらの意向どおりというのはなかなかいかないのが現状である。そういうものは今後も採択ポイントに加えていく必要はある。

原案の通り決定

### 第 22 号議案 平成 29 年度使用の仙台市立中等教育学校前期課程用教科用図書の採択について

(高校教育課長説明)

齋 藤 委 員 6 ページの理科、上から 2 番目の「未来へひろがるサイエンス」、その下の 3、マイノートだが、これは購入せずになっているので平成 29 年度購入学年の 2 というのは斜線になるわけではないのか。

高校教育課長 申し訳ない。この購入学年は斜線である。訂正する。

6 ページの上から 2 つ目、理科のところ、「未来へひろがるサイエンス 3」のところである。平成 29 年度使用学年「3」となっており、その隣に平成 29 年度の購入学年「2」というところは斜線で願う。その下も同じように「2」を斜線で願う。そして、備考欄はそのまま平成 28 年度 2 学年で購入済みというような記載である。

原案の通り決定

### 第 23 号議案 臨時代理に関する件について (職員の人事異動について)

(人事課長報告)

原案の通り承認

7 そ の 他

事 務 局

次回定例教育委員会は8月23日（火）に開催する予定である。

8 閉 会

午後5時